

豊川市 P P P / P F I 手法導入優先的検討規程

(目的)

- 第1条 本規程は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって市民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 2 本規程は、前項の目的を達成するために必要最低限度の基準を定めるものであって、第4条及び第5条に規定する基準等に該当しない又は達しない場合等であっても本規程の適用を妨げるものではなく、国及び他の地方公共団体等において先進事例がある場合は、積極的に PPP/PFI 手法による公共施設整備事業を検討するよう努めるものとする。

(定義)

- 第2条 本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
- (1) PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
 - (2) 公共施設等 PFI 法第2条第1項に規定する公共施設等
 - (3) 公共施設整備事業 PFI 法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
 - (4) 利用料金 PFI 法第2条第6項に規定する利用料金
 - (5) 運営等 PFI 法第2条第6項に規定する運営等
 - (6) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む
 - (7) 優先的検討 公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること
 - (8) 優先的検討対象事業 第4条第1項に規定する公共施設整備事業又は運営等を実施する事業
 - (9) 優先的検討対象外事業 第4条第1項第1号及び第2号に規定する事業費基準に満たない事業及び本規程に定めのない公共施設整備事業若しくは運営等を実施する事業又は民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施される事業
 - (10) 事業実施課 優先的検討対象事業を実施する主管課（同条第2項におけ

る適用除外事業を実施する主管課を含む。)

(豊川市 PPP/PFI 検討委員会)

第3条 本市における PPP/PFI 事業の推進のため、豊川市 PPP/PFI 検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

- 2 検討委員会は、第4条第4項、第6条第4項及び第8条に規定する検証又は決定等のほか、PPP/PFI 事業推進に係る総合調整を行う。
- 3 検討委員会の詳細は、別に定める。

(優先的検討対象事業及び適用除外事業)

第4条 優先的検討を行う優先的検討対象事業は、下記に掲げる事業とする。

- (1) 建築物又はプラント(豊川市公共施設等総合管理計画で整理する「プラント系施設」における建築物をいう。)の整備等(これらに附属する設備を含み、設備単体での整備を含む。)に関する事業であって、運営費等を含む事業費の総額が10億円以上の事業
- (2) 利用料金の徴収を行う施設の運営等を行う事業であって、単年度の運営事業費が5,000万円以上の事業
- 2 前項の規定に関わらず、次に掲げる優先的検討対象事業は、適用除外事業とする。
 - (1) 法令の規定又は補助及び交付金の条件等として、PPP/PFI 手法の導入が前提とされている事業
 - (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている事業
 - (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
 - (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業
 - (5) 民間ノウハウの発揮余地が少なく、PPP/PFI 手法の導入効果が限定的になることが想定される事業
 - (6) 別の事情により完了時期が定められている又は有利な交付金及び補助金並びに起債の適用のために PPP/PFI 手法の検討期間が確保できない事業
 - (7) 本市以外の者が行う公共施設等又は民間施設等の整備等に連動する事業等であって、PPP/PFI 手法の適用を本市単独で判断できない事業
- 3 事業実施課は、前項の規定(第1号を除く。)を適用する場合は、検討委員会に報告するものとする。
- 4 検討委員会は、前項の報告に対する妥当性について検証し、第2項の規定に該当しないと判断する場合は、当該事業実施課に優先的検討対象事業として優先的検討の実施を求めるものとする。

(優先的検討の開始時期)

第5条 優先的検討は、次に掲げるいずれかの時期に開始するものとする。

- (1) 公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する時期
(基本計画を策定しない場合にあつては、基本設計を実施する前)
- (2) 公共施設等の集約化または複合化を検討する時期
- (3) 公共施設等の維持管理・運営の見直しを行う時期(指定管理者制度又は包括的民間(管理)委託を現に適用している公共施設等の協定又は契約更新を除く。)

(詳細な検討の実施及び結果の報告)

第6条 事業実施課は、第4条第1項第1号の場合にあつては基本計画策定の中(基本計画を策定しない場合にあつては、基本設計を実施する前)で、同項第2号の場合にあつては前条第2号又は第3号に規定する時期に先立って、専門的な外部コンサルタント等を活用した詳細な検討(PPP/PFI手法導入可能性調査を行うことをいい、以下「詳細な検討」という。)を実施するものとする。

- 2 事業実施課は、PPP/PFI手法の効果を最大限発揮させるため、詳細な検討の中で実施する民間事業者への意見聴取(サウンディング)結果を、基本計画に反映するよう努めるものとする。
- 3 事業実施課は、詳細な検討結果を、基本計画策定完了の前(基本計画を策定しない場合にあつては、基本設計を実施する前)の適切な時期に、検討委員会に提出するものとする。
- 4 検討委員会は、前項の結果の妥当性について検証し、当該優先的検討対象事業に PPP/PFI 手法を導入する可否を決定し、事業実施課に通知するものとする。

(PPP/PFI手法を採用しない場合における公表)

第7条 事業実施課は、前条第4項に基づき実施された検証の結果、当該優先的検討対象事業に PPP/PFI 手法を導入しないと決定した場合は、PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び詳細な検討結果を、速やかに公表することとする。ただし、当該結果の公表が、当該公共施設整備事業の発注に係る予定価格の推測につながることを懸念される場合は、入札手続の終了後等の適切な時期に公表するものとする。

(優先的検討対象外事業に優先的検討を行う例外)

第8条 検討委員会は、優先的検討対象外事業(この項及び次項において、第4

条第1項第1号及び第2号にそれぞれ規定する事業費基準に満たない事業に限る。)であって、PPP/PFI手法の検討を行わない事業を実施する主管課に対し、別に定める「簡易な検討」の実施及びその結果の報告を求めることができる。

- 2 検討委員会は、前項の報告に対する妥当性について検証し、当該事業にPPP/PFI手法を適用させることが適当と認める場合は、当該事業を実施する主管課に対し、詳細な検討の実施を求めるものとする。
- 3 優先的検討対象外事業を実施する主管課は、検討委員会に対して、当該事業に対する第1項の規定の準用を求めることができる。この場合において検討委員会は、必要と認める場合は、前2項の規定を準用する。
- 4 前2項の規定により詳細な検討を実施した事業について、当該検討の結果、PPP/PFI手法を適用させないと決定された場合は、前条の規定を適用する。

附 則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。